

庁議記録（令和4年9月21日開催分）

《審議事項》

◆可児市における個人情報保護制度の見直し（案）について

（総務部総務課）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に伴い、可児市における個人情報保護制度を見直すもの。市は以下のとおり対応する。

- (1) 現行の可児市個人情報保護条例を廃止する。
- (2) 個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を規定する（仮称）可児市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定する。
- (3) 議会を対象とした（仮称）可児市議会個人情報保護条例を制定する。

【協議結果】

承認

【庁議での主な意見等】

- 行政機関等匿名加工情報の加工主体はどこで、どのように加工するのか。
⇒ 加工主体は市で、保有個人情報を、個人が識別できないようにする。
- 行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施について令和5年4月1日時点の導入を見送るとのことだが、今後、民間企業等に分かりやすく制度が伝わるよう準備を整えていくこと。